

富山県ゆずりあいパーキング
(障害者等用駐車場) 利用証制度
対象区画運用の手引き
〔協力駐車場施設〕

令和元年12月

富山県厚生部厚生企画課

1. 対象区画登録までの流れ

(1) 対象区画の確保

来客用駐車区画の中から、本制度の対象とする区画を決定してください。なお、対象となる区画の詳細については、「2. 本制度の対象区画」をご覧ください。

(2) 協力届出書の作成・提出

対象区画の設置に協力いただける場合は、「富山県ゆずりあいパーキング（障害者等用駐車場）利用証制度協力届出書」を作成し、富山県厚生部厚生企画課へ提出してください。（届出する区画の位置がわかる図面を必ず添付してください。）

（提出先）〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県厚生部厚生企画課地域共生福祉係 あて

電話番号：076-444-3197 FAX 番号：076-444-3491

E-mail：akoseikikaku@pref.toyama.lg.jp

(3) 表示資材等の送付

届出書受理後、富山県から案内表示用ステッカー、啓発用ポスター及びチラシを送付します。（ステッカーは、届出書に記載いただいた希望数を送付します。）

(4) 対象区画の表示

富山県から送付する案内表示用ステッカー等を利用し、「3. 本制度対象区画の表示方法」のいずれかの方法により、本制度の対象区画であることを表示してください。

(5) 富山県ホームページへの掲載

提出いただいた届出書に記載された施設の情報を、富山県ホームページに掲載します。

2. 本制度の対象区画

本制度の対象とすることができる駐車区画には、車椅子使用者優先区画と障害者等用区画の2種類があります。

種類		車椅子使用者優先区画	障害者等用区画
設置する場所		幅が3.5メートル以上で、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」及び「富山県民福祉条例施行規則」に規定する車椅子使用者用の駐車区画	障害者等用駐車場に設置された駐車区画のうち、位置・構造が移動に配慮が必要な方の利用に適した区画（バリアフリー法等の義務区画数を超えて設置している車椅子使用者用の駐車区画数は、障害者等用区画として届出させていただきます）
区画の横幅		3.5メートル以上	通常幅
区画に表示するマーク等	看板等 ※ 必須表示	富山県より、案内表示用ステッカーを送付します。  カラーコーン用  A3 縦型	富山県より、案内表示用ステッカーを送付します。  カラーコーン用  A3 縦型
	路面 ※ 任意表示	 既存の路面表示のままでもご協力いただけます（p4参照）	
利用証		▼車椅子使用者用 	▼車椅子使用者以外用 

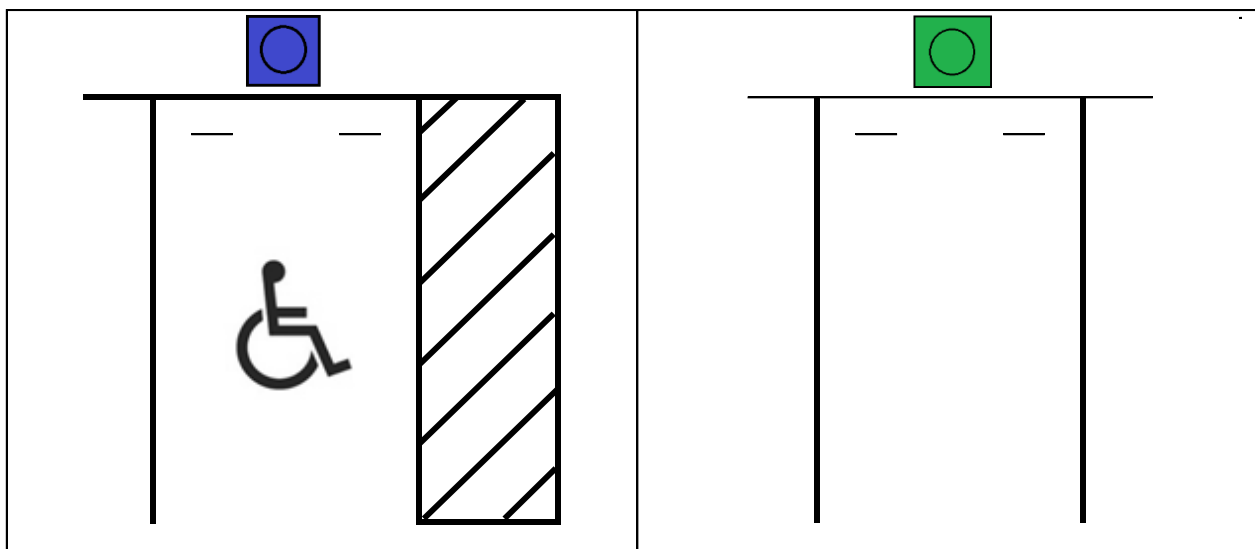
- 車椅子使用者等優先区画には、看板、標識、路面表示等、従来、施設で実施してきた明示の手法により、上記の「国際シンボルマーク」を表示するとともに、表中の「表示するマーク（看板等）」を、「3. 本制度対象区画の表示方法」の(1)～(2)の方法を参考に、掲示してください。
- 障害者等用区画には、上記の「表示するマーク（看板等）」を、「3. 本制度対象区画の表示方法」の(1)～(3)の方法を参考に、掲示してください。

＜留意事項＞

- ◆ 2種類の区画は必ずしも隣接している必要はありませんが、いずれの区画を必要とする方も、移動に配慮が必要な方であることを鑑み、出入口近くに設置するよう配慮してください。
- ◆ 富山県では、「車椅子使用者優先区画」と「障害者等用区画」の両方の設置を推進しています。
ただし、各施設の実情に応じて、やむを得ず「車椅子使用者優先区画」のみ、または「障害者等用区画」のみを設置する場合についても、対象区画として届出いただくことができます。

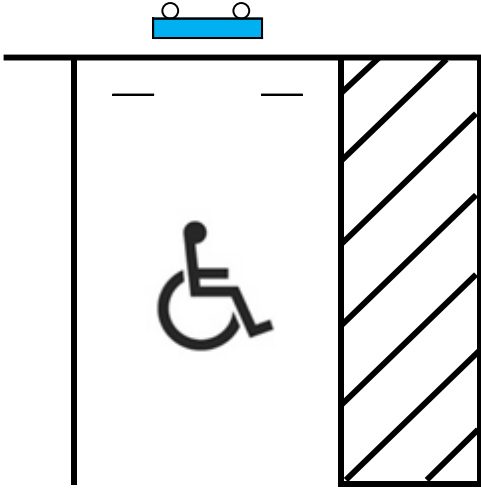
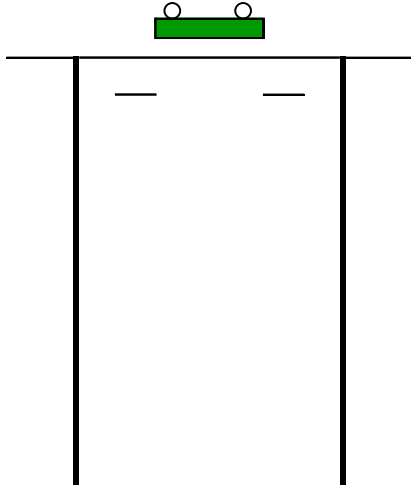
3. 本制度対象区画の表示方法

(1) カラーコーン等による表示



- 富山県が送付する「表示用ステッカー（①カラーコーン用または②A3縦型（縦426mm×横297mm）の2種類のいずれか）」を、カラーコーン、スタンドプレート、バリアポップサイン等のサイン器材に貼付して表示します。
- （上記サイズ以外の場合）富山県が提供する画像データに基づきステッカーを作成し、サイン器材に貼付して表示します。（画像データは要望のあった協力施設に送付します。）
- サイン器材は、各協力施設の既存のものを活用するなど、各施設でご用意をお願いいたします。
- なお、サイン器材を使用する場合は、運転手が自分で移動させる必要がないように、上図のような車止め後部等、駐車区画の外に設置してください。

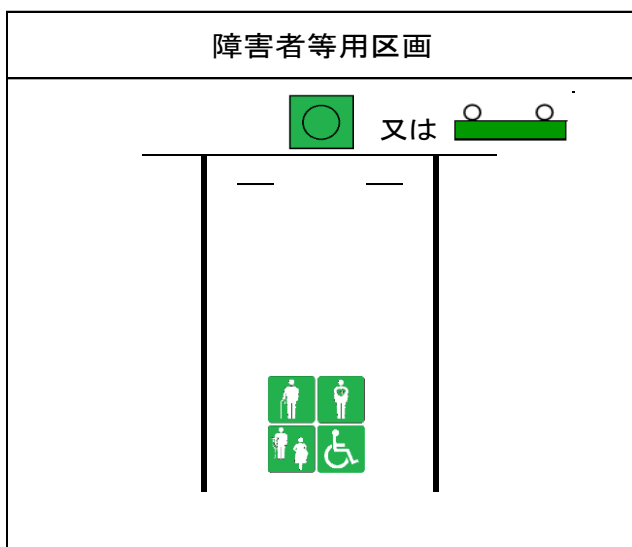
(2) 立て看板（固定）、壁面等による表示

車椅子使用者優先区画	障害者等用区画
	
<p>○ 富山県が送付する「表示用ステッカー（A3縦型（縦426mm×横297mm）」を、各協力施設の既存の立て看板や壁面等に貼付して表示します。</p> <p>○ （上記サイズ以外の場合）富山県が提供する画像データに基づきステッカーを作成し、既存の立て看板や壁面等に貼付して表示します。（画像データは要望のあった協力施設に送付します。）</p>	

(3) 障害者等用区画の路面シートによる表示（協力いただける場合（必須ではありません））

<p>○ 富山県が提供する画像データに基づき、シート標示等を作成し、路面に貼付して表示します。（画像データは要望のあった協力施設に送付します。）</p> <p>※ 施工に関してご不明な点等がございましたら、富山県厚生部厚生企画課（電話 076-444-3197）までお問い合わせ願います。</p> <p>○ 路面シートは縦 0.9m×横 0.9m を標準とします。</p>
--

※ 路面シートによる表示のイメージ



※ これまでの取り組みとして、独自の図案が路面表示されている場合でも、その図案のまま届出し、ご協力いただくことが可能です。

上記(1)(2)の表示がありますので、路面は制度の図案と多少の違いがあっても差しつかえありません。

4. 本制度の周知

- 富山県から送付する啓発用ポスターを施設利用者が見やすい場所に掲示するなど、制度周知にご協力ください。
- 富山県から送付する啓発用チラシを施設利用者にご自由にお取りいただける場所に設置するなど、制度周知にご協力ください。

5. 駐車場の管理

➤ 常駐の警備員がいる場合

利用証の所持を確認してから、駐車案内をしてください。

なお、利用証を所持されていない方でも、障害者や高齢者など移動に配慮が必要な方であれば、本制度の対象区画に駐車することは可能ですが、対象区画を適正に利用していただくためにも、できれば利用証の交付を申請するようお伝えください。

➤ 常駐の警備員がいない場合

巡回の際などに、利用証が車内に表示されているか確認をお願いします。なお、この制度のために、巡回の回数等を増やしていただく必要はありません。可能な範囲での対応をお願いします。

➤ 利用証の表示がない車両があった場合

制度周知用チラシ（別添「障害者等用駐車場を利用される方へ」、A5サイズ）により、協力施設での通常の管理上の周知方法（手渡し又はワイパーに挟むなど）の中で、ご協力ください。

制度周知用チラシの文面は、県ホームページにも掲載しています。

障害者等用駐車場を整備する際の主な配慮事項のお知らせ

- 車椅子用リフト付き車両では、後部ドアの開閉が通常であり、幅員と共に奥行きについて配慮する必要がある。施設用途に応じたスペースの確保が望ましい。
- 車椅子使用者の雨天時の乗降時に困難が生じないよう、自動車・車椅子間の乗降を想定しているスペースの上には、屋根又はひさしを設けることが望ましい。
- 進入口には、障害者用駐車区画が設置されていることがわかるよう表示するとともに、駐車区画に至るまで、誘導用の標識を設けることが望ましい。
- 屋外の駐車区画には、消融雪設備を設けることが望ましい。